

## ～消費者注意情報～

## ホストクラブに通い、多額の借金を背負ってしまった！ ～ 一人で悩まず早めに相談を ～

(令和5年12月12日)

**相談事例**

SNSで知り合ったホストから、ホストクラブに来るように何度も誘われ、出向いたことがきっかけで、月に数回通うようになった。だんだん支払いが高額になり、店への売掛金（つけ払い）が増えてしまった。消費者金融にも200万円の借金がある。自分の収入では返済が困難だ。どうしたらよいか。（20歳代）



### ココに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

#### ★ 悪質なホストクラブに注意！ 安易な借金はやめましょう！

SNSやマッチングアプリで知り合った人がホストだったことをきっかけに、店に通い続けた結果、ホストクラブから高額な請求を受けているという若い女性からの相談が寄せられています。中には、店やホストが一時的に立て替えて後払いさせる売掛金（つけ払い）を負わされ、高額な負債を抱えてしまったというケースもあります。明細も示さず高額な請求をしたり、返済を執拗に迫る悪質なホストクラブもあるので、注意が必要です。また、自分の支払能力以上の借金を抱え、返済の為に新たに借入れをすると、多重債務となってしまう、一人で返済することが困難になります。安易に借金をするのはやめましょう。

#### ★ 多重債務でお困りの方は、まずは消費生活センターへご相談ください！

借金を解決するためには、できるだけ早く専門機関に相談し、今抱えている借金の状況を整理しましょう。多重債務は必ず解決できます。一人で悩まず、まずは消費生活センターへ相談してください。

債務の状況によっては、東京都が実施している「東京モデル」を利用することができます。「東京モデル」は、弁護士、司法書士、東京都生活再生相談窓口など、債務整理の専門家への相談予約を相談者に代わり東京都が行います。専門家に相談することで、自己破産等の法的な問題解決に加え、家計の見直しや返済計画等、生活再建に向けた道筋をつけることができます。

東京都消費生活総合センターでは、

令和5年12月11日（月）～22日（金）9時～17時（※日曜日は除く）

「悪質ホストクラブ等被害特別相談」を実施しています！

※19日（火）・20日（水）は、弁護士が、無料で相談をお受けします。

～ ホストクラブでの高額請求等のトラブルでお悩みの方はご相談ください！ ～

東京都消費生活総合センター 03-3235-1155（相談専用電話）  
お近くの消費生活センター 局番なし 188（消費者ホットライン）

<悪質事業者通報サイトへ情報をお寄せください> <https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/tsuho/honin-form.html>

寄せられた情報は、悪質事業者の指導や処分に役立つほか、都民の皆様への情報提供、啓発につながります。